

【第 4 回審議会意見に基づく変更点】

※ 1、4、8 () は、今回修正・追記を行う項目
 2、3、5～7はパブリックコメント前に修正・追記を行った項目

| | 項目 | 変更概要 | 変更理由 |
|---|------|--|------------------------------|
| 1 | はじめに | <p>計画の冒頭に、</p> <p><u>良好な景観は、そこに暮らしている全ての人たちの理解と様々な取組によって形成されるものであり、次の時代へと継承されていくべき市民共通の資産です。良好な景観を形成することは、市民生活に潤いをもたらし、まちに対する愛着と誇りを生み出します。</u></p> <p><u>このような認識のもと、札幌市では昭和 56 年 (1981 年) から景観施策を展開し、景観法が制定されて以降は「札幌市都市景観基本計画 (平成 9 年策定)」や「札幌市景観計画 (平成 20 年策定)」に基づき取組を進めてきました。</u></p> <p><u>しかしながら、近年、人口減少・超高齢社会の到来など、社会経済情勢が大きく変化してきていることに加え、新たな上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」が策定されたことなどから、これらの 2 つの計画を見直すこととしました。</u></p> <p><u>今回の見直しでは、景観法において景観計画に定めるものとされている届出に関する基準等に限らず、札幌市の景観施策の総合的な指針としての役割を重視して、多様な内容を盛り込むこととしました。</u></p> <p><u>そのため、「第 2 章 札幌の景観特性」では、取組の具体化にあたって踏まえるべき重要事項として、札幌の景観特性について様々な視点から整理しました。</u></p> <p><u>また、「第 5 章 良好な景観の形成に向けた取組」では、これまでの景観計画にも位置づけてきた届出や景観資源の取組に加え、地域ごとの景観まちづくりや普及啓発も新たに施策の柱として位置付けました。</u></p> <p><u>さらに、本計画に位置付けた具体の取組を確実に推進していくため、計画期間を設定したうえで、短期的な取組を明らかにしたロードマップを示しています。</u></p> <p><u>この計画は、景観法に基づく届出に関わる事業者や行政だけでなく、市民を含めてすべての人々が良好な景観の形成に向けて取り組む際の一助となるよう策定したものです。</u></p> <p>を追加</p> | <p>景観計画の意義、作成の意図等を記載するため</p> |

| | | | |
|----------|--|---|---------------------|
| <p>2</p> | <p>P 9 第1章 目的と位置付け 1-4 景観施策の経緯・現状と主要課題 (2) これからの景観施策の主要課題</p> | <p>これまでの景観施策について、 「都市が拡大成長する中で、受動的・保守的に都市景観の秩序を守る施策」 という表現を、 「<u>都市が拡大・成長する中で、受動的・保守的に秩序と調和のある都市景観を維持する施策</u>」 に変更</p> | <p>より適切な表現とするため</p> |
| <p>3</p> | <p>P 31 第3章 景観形成の理念・目標・基本姿勢 3-3 基本姿勢</p> | <p>基本姿勢「力」について、 「市は率先し、支える」 という表現を、 「<u>行政は率先し、支える</u>」 に変更</p> | <p>より適切な表現とするため</p> |
| <p>4</p> | <p>P 45 第5章 良好な景観の形成に向けた取組 5-1 届出・協議による景観誘導 (4) 取組を支える制度と運用の考え方</p> | <p>①届出について</p> <p>ア 景観計画区域における景観形成基準等 景観計画区域における届出対象行為(景観法第16条第1項、第7項)及び景観形成基準(景観法第8条第2項)は(別表1)のとおり定めます。 <u>景観計画区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観形成基準に適合させる必要があります。</u></p> <p>イ 景観計画重点区域における景観形成基準等 景観計画重点区域における届出対象行為(景観法第16条第1項、第7項、条例第24条)及び景観形成基準は(別表2)のとおり定めます。 <u>景観計画重点区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させたいうで、当該地区の景観形成基準に適合させる必要があります。</u></p> <p>ウ (仮称)景観まちづくり推進区域における景観形成基準等 <u>(仮称)景観まちづくり推進区域においては、景観計画区域における届出対象行為(景観法第16条第1項、第7項)及び景観形成基準(景観法第8条第2項)に、当該地区の(仮称)景観まちづくり指針(5-3参照)で、届出対象行為と景観形成基準をそれぞれ追加することができるとします。</u> <u>(仮称)景観まちづくり推進区域において届出対象行為をしようとする場合は、景観計画区域における景観形成基準に適合させたいうで、当該地区の(仮称)景観まちづくり指針で定めた景観形成基準に適合させる必要があります。</u></p> <p>を追加・変更</p> | <p>より適切な表現とするため</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| 5 | <p>P52 第5章 良好な景観の形成に向けた取組 5-2 景観資源の保全・活用 (4) 取組を支える制度と運用の考え方</p> | <p>新たな景観資源の位置付け方策である、「(仮称)活用促進資源」という表現を、 「(仮称)活用促進景観資源」に変更</p> | <p>より適切な表現とするため</p> |
| 6 | <p>P57 第5章 良好な景観の形成に向けた取組 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進 (3) 主な取組</p> | <p>② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立 ア 「(仮称)景観まちづくり指針」等の制度化に、 <u>なお、この仕組みは、地域住民等が主体となる取組を喚起し、支えるため、景観計画重点区域と比較し、より機動的かつ柔軟な運用が可能なものとして位置付けます。</u> を追加</p> | <p>景観計画重点区域と景観まちづくり推進区域の違いをより適切に示すため</p> |
| 7 | <p>P58 第5章 良好な景観の形成に向けた取組 5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進 (4) 取組を支える制度と運用の考え方</p> | <p>① (仮称)景観まちづくり指針及び(仮称)景観まちづくり推進区域に、 <u>【その他】景観計画重点区域は、景観計画に方針等を定めるものであることから、区域等の決定や変更には法及び条例の規定に基づき、景観計画自体の変更手続きが必要。一方、景観まちづくり推進区域は、景観計画に即して定める景観まちづくり指針に位置付けられるものであることから、区域の決定や変更は景観計画自体の変更手続きは不要。</u> を追加</p> | <p>景観計画重点区域と景観まちづくり推進区域の違いをより適切に示すため</p> |
| 8 | <p>P62 第6章 計画の推進体制 6-2 計画の進行管理</p> | <p>施策全体のロードマップを追加</p> | <p>より適切な表現とするため</p> |